

池南・新山地区自主防災会備品管理運営規定(案)

(目的)

第1条 この規定は、池南・新山地区防災会が所有する備品の効果的な運用並びに管理について、必要な事項を定めるものとする。

(備品の管理)

第2条 備品の管理運用業務は、会長の命を受け事務局長が行うものとする。

- 2 備品は第1倉庫（農村婦人の家駐車場）第2倉庫（社会福祉協議会池田本庁駐車場）第3倉庫（細野団地）、書庫（池南分館）に保管する。
- 3 全倉庫の管理は会長の命を受け事務局長が行うが、特に第1倉庫、書庫は事務局長が、第2倉庫は東自治会長、第3倉庫は新山第2自治会長が管理する。
- 4 備品の損傷、紛失等が生じた場合は、会長に報告しなければならない。
- 5 備品は、他に転用、譲渡してはならない。

(備品の使用)

第3条 備品を使用するときは、会長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により使用をした場合、または持ち出した場合は、事後速やかに会長に報告しなければならない。

(使用の範囲)

第4条 備品を使用できる者は、池南・新山地区自主防災会の会員とする。

(台帳の整備)

第5条 会長は、備品の状況を常に明らかにしておくため、必要な台帳を備えるものとする。

(遵守事項)

第6条 備品の管理及び使用を行う者は、災害発生時において、直ちに使用できるよう適正に維持管理を行うものとする。

(雑則)

第7条 この規定に定めない事項については、必要に応じて理事会で決定する。

附則

この規定は、平成24年6月3日から施行する。

防災備品管理状況

平成24年6月3日現在

品名	第1倉庫	第2倉庫	第3倉庫	池南分館
	農村婦人の家	社協駐車場	細野団地	
コミュニティ事業				
梯子	2			
テント	1			
セーフティキット	3			
消防用組立槽	1			
リヤカー	2			
発電機	2			
コードリール	2			
ライトセット	1			
チェンソー	2			
イナバ物置	1			
毛布（5枚入り）	3			
ロープはしご	3			
サインプレート	1			
避難場所看板	6	虹の家	社協	竹内工務店
		細野太子	共立病院跡	
ヘルメット	20			
担架	4			
池田町より支給				
ジャッキ	1			
丸形スコップ	1	2	2	
テコバール	1	2	2	
替え刃式折込ノコ	1	2	2	
布バケツ		5	5	
社協より支給				
ハンドマイク	1			
担架	1			
クイックマット	3			

